

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol.5）
（平成 28 年 3 月 11 日）」の送付について
計 2 枚（本紙を除く）

Vol.5 2 3

平成 2 8 年 3 月 1 1 日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（リハビリテーション係・内線 3943、3963）
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 11 日

都道府県

各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中

中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課

「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol.5）（平成 28 年 3 月 11 日）」

の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol.5）（平成 28 年 3 月 11 日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 今回の Q&A に関する御質問については、下記サービスごとの問い合わせ先をお願いいたします。

厚生労働省 代表 03-5253-1111

【訪問・通所リハビリテーション】 ⇒ 老人保健課（内線 3943、3963）

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 5)
(平成28年3月11日)

【訪問・通所リハビリテーション共通】

問 社会参加支援加算について、平均利用月数を計算する上での利用者延月数は、評価対象期間に当該事業所を利用している利用者ごとに、これまでのサービスを利用した延べ月数を合計すれば良いのか。

(答) 貴見のとおりである。

社会参加支援の評価対象期間とは、評価対象期間に当該事業所を利用した者を計算対象とするというものであって、評価対象期間にサービスを利用した延月数を計算するためものではない。

利用者延月数とは評価対象期間にサービスを利用している利用者の当該事業所における過去全てのサービス利用期間の合計利用月数であって(参考)、評価対象期間内の利用月に限るものではない。

(参考) 利用者延月数の計算手順

1. 社会参加支援加算の評価対象期間の利用者を利用者延月数の計算対象利用者として把握
2. 計算対象利用者毎に過去全てのサービス利用期間の実績を確認し、利用延月数を確認
3. 計算対象利用者の利用延月数を合計